

全国農産物直売ネットワーク（直売ネット） 会 則

- (名称)第1条 本会は、全国農産物直売ネットワーク(以下、「直売ネット」という)と称する。
- (目的)第2条 全国の農産物直売所間の連携により総合的な課題解決や情報発信を進め、直売活動の継続的な発展に寄与する。
- (活動)第3条 農産物直売活動の発展に役立つ次の活動を行うこととする。
- 1 全国農産物直売所サミットの開催(東・西会場・年1回)
 - 2 全国農産物直売所だよりの発行(年4回)
 - 3 消費者向けの全国農産物直売所ガイドブックの作成
 - 4 農産物直売所実態調査の実施
 - 5 農産物直売所の情報発信(ホームページの開設、プレスリリース)
 - 6 農産物直売所経営講習会の開催(リーダー研修、経営スクール等)
 - 7 先進地視察会、現地研修会の実施
 - 8 各種報告書の作成(直売所データブック、サミット報告書等)
 - 9 その他、ネットワーク会員が企画した活動等
- (会員)第4条 本会の趣旨に賛同する全国の農産物直売所、個人、法人などを会員とする。
- A 直売所会員(農産物直売所) 年会費15,000円
- B 個人会員(生産者個人、消費者、有識者等) 年会費 5,000円
- C 法人会員(直売組織以外の法人・団体等) 年会費50,000円
- (役員)第5条 本会活動の円滑な推進に向けて、次の役員を置く。
- 代 表 1名 副代表 2名 理 事 10名以内 監 事 2名
- (任期)第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。代表、副代表は理事の互選により選出する。理事・監事は代表・副代表と協議の上、当会員の中から事務局が選出する。
- (任務)第7条 役員の任務は次の通りとする。
- (1)代表は、本会を代表し、その運営を総括する。
 - (2)副代表は、代表を補佐し、代表が欠ける時はその任務を代行する。
 - (3)理事は、代表、副代表とともに役員会を組織し、会務を執行する。
 - (4)監事は、本会の会計を監査する。
 - (5)役員報酬は支払わないものとする。
- (役員会)第8条 役員会は代表が招集し、毎年1回開催する。役員会においては次の事項を審議する。ただし、必要がある場合は臨時役員会を招集する。
- (1)会則の変更
 - (2)前年度事業報告および決算報告
 - (3)新年度事業計画および予算
 - (4)その他、代表が必要と認める事項
- 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- (会計)第9条 本会は、会員の年会費によって運営する。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年6月末までに役員会を行い、前年度の事業報告、収支報告を行うものとする。
- (事務局)第10条 本会の事務局は(財)都市農山漁村交流活性化機構事務所内に設置し、事務局業務全般を行うものとする。
- (施行) 第11条 本会則は平成18年9月1日より施行する。